長野県廃棄物処理計画(第5期)に包含する各種計画の根拠規定等

- 1「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2年3月31日閣議決定) 一部抜粋
 - Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項
 - 1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画
 - (1) 食品ロス削減推進計画の意義

我が国全体として、食品ロスの削減を推進していくためには、国が実施する施策に加えて、より生活に身近な地方公共団体において、それぞれの地域の特性を踏まえた取組を推進していくことが重要である。

また、食品ロス削減推進計画は、地域における食品ロスの削減にとって、消費者教育、環境、廃棄物処理、産業振興、地域づくり等の観点から、重要な位置付けを有するものである。

そのため、都道府県及び市町村は、積極的に食品ロス削減推進計画を策定することが望まれる。

- (2) 食品ロス削減推進計画の策定に当たって留意すべき事項
 - ①推進体制の整備 …主担当部局の決定、フードバンク活動基盤強化、各種計画との調和等
 - ②地域の特性等の把握…現状や課題の把握、組成調査、地域間連携等
 - ③計画策定時 …<u>廃棄物処理計画へ食品ロス削減取組の位置付け</u>、目標設定、再生利用、SDGs や地方創生の取組へ食品ロス削減取組の位置付け等
 - ④策定後の推進 …連絡会議等における PDCA 等
- 2 「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について(通知)」 (平成31年3月29日 環循適発第1903293号) 要旨

ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを求めた平成9年の厚生省通知から20年以上が経過することから、廃棄物処理施設整備計画(平成30年6月19日閣議決定)において「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」とされた。これを受け、環境省は各都道府県に対し、下記事項に留意の上、管内市区町村と連携し、持続可能な適正処理の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定することを求めている。

- 1. 広域化・集約化の必要性
- (1) 持続可能な適正処理の確保
- …施設整備・維持管理の効率化、施設の長寿命化・延命化等

(2) 気候変動対策の推進

- …施設の省エネルギー化、電気や熱エネルギー回収等
- (3) 廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進…メタンガス化施設、ごみ飼料化施設等の整備等
- (4) 災害対策の強化

- …広域処理体制の構築、施設の防災拠点としての整備等
- (5) 地域への新たな価値の創出
- …地域エネルギーセンター、防災拠点、環境教育機能等
- 2. 広域化・集約化計画の策定
- (1)計画策定主体

- …都道府県が主体
- (2) 前回策定の広域化計画の評価
- (3) 人口及びごみ排出量等の将来予測
- …20~30年後の人口及びごみ排出量等を考慮
- (4) 広域化ブロック区割りの設定見直し

- (5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討
- …地域の特性を踏まえ、廃棄物処理体制全体を検討
- 3. 広域化・集約化計画に記載する内容
- (1)計画期間

- …原則 10 年(2021 年度末を目途に計画を策定)
- (2) 広域化ブロック区割り
- (3) 各ブロックにおける廃棄物処理体制
- 4. 留意事項
- (1)(略)また、<u>廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県廃棄物処理計画の中に上記と同等の内容が含まれ</u>ている場合についても、広域化・集約化計画が策定されているものとみなすことができる。
- (2) 以降、略

3 「長野県気候危機突破方針」(令和2年4月1日策定) 一部抜粋

本方針は、2019 年 12 月 6 日に行った「気候非常事態宣言(2050 ゼロカーボンへの決意)」の理念を具現化するため、長期的視点で取り組んでいく施策の方向性と高い目標をとりまとめた、長野県の気候変動対策の基本的な方針です。

(略)

この気候危機とも言える事態を回避・軽減するためには、2050 年前後に二酸化炭素の排出量を実質ゼロ(ゼロカーボン)にし、世界の気温上昇を「1.5℃」以内に抑えることが重要です。その実現には、エネルギーはもとより、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常の生活など社会システム全般において、急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要です。

(略)

- 1. 二酸化炭素排出量を2050年度までに実質ゼロにします。
- 2. 最終エネルギー消費量を7割削減し、再生可能エネルギー生産量を3倍以上に拡大します。
- 3. 県のあらゆる政策に気候変動対策の観点を取り入れ、県民とのパートナーシップで施策を推進します。
- 4. G20 関係閣僚会合における「長野宣言」を踏まえ、国内外の地方政府や非政府組織 NPO 等と連携・協力し、世界の脱炭素化に貢献します。
- 5. 我が国の気候変動対策をリードする「気候危機突破プロジェクト」を推進します。

(以下、略)

^{1 2016} 年度実績に対する 2050 年度の比較

^{2 2016} 年度実績に対する 2050 年度の比較